

【目次】

平成30年度税制改正大綱 —— 2~3

法人会の活動 ―― 4~5

税務署だより --- 6

都税事務所だより — 7

企業紹介

-大和自動車整備(株)PART4 —— 8~9

セルフメディケーション税制とは?

(税理士 互井敏勝) —— 10

事務局だより --- 11



▲六義園



平成30年度 税制改正大綱

中小企業向け租税特別措置の延長と事業承継税制が拡充される!

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。 デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び 地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の 代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

法人税関係

■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

■交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、 適用期限が2年延長されます。1人当たり 5,000円以下の接待飲食費にかかる損金算 入の特例、中小法人に係る800万円までの損 金算入の特例についても2年延長されます。

■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

相続税関係

■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の

株式の制限(総株式数の2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して軽くないので、全額について納税猶予できることは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなった。よすます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者 がいないのが特徴で、その持分を保有する 者がいないため、一般社団法人等が保有す る財産には、相続税がかからないという問題 点がありました。平成30年度税制改正では、 特定の一般社団法人等の役員が死亡した場 合に、その一般社団法人等の純資産を同族 役員の数で除して計算した金額を、遺贈によ り取得したものとして、その特定一般社団法 人等に相続税を課税することになりました。 平成30年4月1日以後の一般社団法人等の 役員の死亡に係る相続税について適用され ます。ただし、平成30年3月までに設立され た一般社団法人等については、平成33年4 月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡 に係る相続税に適用されます。

■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の 贈与等があった場合に、贈与税等の負担が 不当に減少する結果と認められる場合に、贈 与税が課税されることについて明確化され ます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈に係る贈与税又は相続税に適用されます。

■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用宅地等の特例について、①3年以内に、3親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、②相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。

貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に 貸付け事業の用に供されていた宅地等が除 外されます。平成30年4月1日以後の相続又 は遺贈から適用されます。

所得税関係

■給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合は、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

■基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が逓減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないことになります。

■青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

消費税関係

■輸出物品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されま

す。従来の購入記録票の貼付、割り印などの 事務手続きが不要になり、大幅に緩和され ます。平成32年4月1日以後の販売分からの 適用になります。

■簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される 食用の農林水産物を生産する事業は第2種 事業となります。平成31年10月1日を含む 課税期間から適用されます。

その他

■森林環境税(仮称)の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1,000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

■国際観光客税(仮称)の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1,000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

■たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

■国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQR コードを出力することにより行うことができ るようになります。平成31年1月4日以後の 納付から適用可能です。

■大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎 TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449

HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

「フラワーアレンジメント教室」を開催 -女性部会-

女性部会(飯村早苗部会長)が12月12日(火)、 午後6時から湯島天満宮「梅香殿」に於いて毎年 恒例の「フラワーアレンジメント教室」を開催した。

今年はクリスマスをテーマにした、今までにない リボンを使った豪華なアレンジメントを制作し好評 を得た。

また、今回は座席を向い合せにしたこともあり、 知らない人同士でも話しがはずみ楽しい時間を過 ごすことができた。(参加者28名)



▲あいさつをする飯村早苗部会長



▲毎年、楽しみにしている参加者も多い



▲講師の説明を聞きながら制作する参加者

湯島天満宮で確定申告の広報活動と街の美化活動 - 女性部会・青年部会 -

女性部会(飯村早苗部会長)と青年部会(塙英幸部会長)が確定申告の広報活動に併せて湯島界隈の美化活動を2月14日(水)、午前11時より実施した。

当日は「第61回梅まつり」の期間中ということもあり、大勢の観梅客で賑わう中、安田博署長以下幹部の方々やイータ君も登場して広報活動を行なった。



▲青年部会役員方が街の美化活動を実施



▲活動前に記念撮影



▲資料を配布する女性部会の役員方

平成30年新春講演会・新年賀詞交歓会を本郷間税会と共催で開催 新春講演会では「小さな種が大きな木になる方法」を聴く

平成30年新春講演会及び新年賀詞交歓会が1月26日(金)、午後4時30分より文化シヤッターBXホールに於いて開催された。会は吉田久夫総務委員長の司会で始まり(株)ノウハウバンク代表取締役 三科公孝氏が「小さな種が大きな木になる方法」をテーマにちょっとの工夫で売上を伸ばす方法などを話された。(新春講演会は一般の方でも聴講無料です。法人会ではどなたでも参加でき

る講演会や研修会を無料で開催しておりますので、 是非ご参加ください。)





▲講師の三科公孝氏(左)あいさつをする加藤高身会長

社会貢献活動の一環として「献血活動」を実施 - ご協力ください!命が救える身近なボランティア活動 -

女性部会(飯村早苗部会長)と社会貢献研修委員会(増田稔委員長)が1月16日(火)、東京都赤十字血液センターと共催で文化シヤッター(株)のご協力の下、同BXホールに於いて献血活動を実施した。同社は様々なCSR活動を行なっており、当日は社員の方々や一般の方々を含め32名の方に



▲受付をする女性部会役員方と委員会委員

ご協力を頂いた。

【献血にご協力を】

病気やけがの治療のために、日本国内では毎日約3,000人もの患者が輸血を受けています。しかし、輸血に必要な血液製剤は人工的に造れないうえ、長期間の保存もできないため、血液製剤を常に確保しておくには年間を通じた継続的な献血へのご協力が不可欠です。

しかし、少子高齢化の影響などによって、将来、延 べ献血者約85万人分の血液が不足するおそれがあり ます。献血は身近にあるボランティアです。若者世代 をはじめ、多くの皆さんによるご理解とご協力をお願 いします!

青年部会が本郷小学校で租税教室を開催 - 本郷税務署 高梨上席調査官が講師を務める-

青年部会(塙英幸部会長)が1月19日(金)、本郷小学校に於いて6年生75名を対象に租税教室を開催した。講師は本郷税務署上席調査官の高梨裕規氏が務め吉田宗之副部会長と2人1組で授業を進めた。お互いリハーサル無しとは思えないほど掛け合いがピタリと合い、時折冗談を交え、税のしくみと税の役割や使いみちなどを分かりやすく紹介したアニメ「マリンとヤマトのふしぎな日曜日」、税金クイズ、最後は1億円のレプリカ重さ(10キロ)を体験してもらうなど、45分間児童の興味

を逸らすことなく楽しい授業となった。



▲講師を務める高梨裕規上席調査官(左)

平成 30 年度国税専門官募集

Pride of the Specialist~公平な世の中を創る、志~

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の 専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格 1 昭和63年4月2日~平成9年4月1日生まれの者
 - 2 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する 見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申 込 手 続 1 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。

[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]

2 受付期間

平成30年3月30日(金)9時~平成30年4月11日(水)[受信 有効]

- 3 受験案内交付期間
 - 平成30年2月1日(木)~平成30年4月11日(水)

9時~17時(土・日曜日及び祝日を除く。)

4 受験案内交付場所

東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)

人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

◇ 試 験 日 第1次試験 平成30年6月10日(日)

> 第2次試験 平成30年7月11日(水)~平成30年7月19日(木)の うち指定された日時

(注)詳細については、お気軽に本郷税務署総務課(TL 03-3811-3171 内線312) までお尋ねください。

自動車の移転手続・廃車手続はお済ですか?

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は 使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

- ◆ 自動車を譲渡したとき:平成30年3月30日(金)までに「移転登録」をお済ませください。
 - ★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。
- ◆ 廃車等で自動車を使わなくなったとき:速やかに「抹消登録」をお済ませください。
 - ★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。 〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html 【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 平日 9時~17時(土・日・休日を除く)



4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成30年4月2日(月)~7月2日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時~17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成30年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注)納税通知書は6月1日(金)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な 目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者 の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳 格に行っております。詳しくは、東京都主税局のホームページ をご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務 所にお問い合わせください。



クルマ…夢·安心(**W**)

大和自動車整備株式会社 代表取締役 五十嵐 正樹



時代と共に歩んだ 大和自動車整備の歴史

【終戦~復興】

高度成長の波に乗り業務を拡大

日本における自動車生産は、終戦の年には ほとんどゼロの状態でした。戦前は自動車メー カーのすべてが軍需産業として国の統制下に ありましたから、戦後は民需への転換を図るこ とになりますが、どこも資材不足や老朽化に苦 しみながらの再スタートでした。

終戦の年の1945年(昭和20年)5月、大和 自動車整備は戦災によって工場を焼失し、現 在地に移転しますが、戦後の混乱は会社の運 営にも大きな影響を及ぼしました。なにしろ、 終戦から3ヵ月程は食べるものがほとんどない という状況でした。

そこで、終戦の8月15日に会社を一時解散し ますが、このままではこれまでの苦労が水の泡 になってしまうということから、みんなで力を 合わせて再スタートを切ることになり、後に終

戦記念日を大和自動車整備の創立記念日と定 めました。

ところが、当時世の中には働く場所がほとん どありませんし、役所も機能してません。すべ てが占領軍 (GHQ) の許可なしには何も出来 ない状況でした。

幸い、大和自動車整備は戦前からの実績が ありましたし、戦後も会社組織として存続しま したから、働く場をなくした人たちが集まって 来ました。その中には地元の名士や消防署長 まで含まれていました。

そこで、同じ年の10月に立ち上げたのが大 和商事株式会社でした。先々代清吉がみんな が働ける場を作った訳です。お金の工面も大 変でしたが、地元名士の皆様に株を買ってもら い、役員として就任して頂きました。

こうして、大和自動車整備と大和商事という 会社が並行して営業を開始しますが、自動車



◎戦後、最初に建てられた当社の工場



◎春日町交差点の賑わい(昭和25年頃)

整備は修理を主な仕事とし、商事は自動車の 部品を集めて売ったり、商品を作って販売する ことに比重を置きました。

終戦の年の暮れには先々代清吉の長男靖明 (先代)が沖縄の宮古島から復員して、翌年の 1月に大和自動車整備に入社し、先々代清吉の 叔父らと共にGHQなどとの交渉に奔走して 営業基盤を創り上げていきました。

1948年(昭和23年)には、大和自動車整備と大和商事が合併し、先々代清吉が大和自動車整備の代表取締役に就任します。その年はちょうどヤナセがGM車の販売を再開したときでもありました。

戦後、日本の自動車メーカーは、イギリスやフランスのメーカーのライセンス生産から自動車作りを再開しますが、1950年(昭和25年)に起こった朝鮮戦争による特需で事態は一変。1950年代になると、トヨタと日産の間に



◎自動車整備技能者手帳

プリンスが参入し、いすゞのヒルマンや日野のルノーも登場。乗用車部門の競争が激しくなります。

この時代はまだ三輪トラックの生産が多かったのですが、生活レベルが向上するにつれ、トヨペットクラウンを皮切りに、オリジナル車の開発を始め、スバル360、トヨタカローラといった軽自動車や大衆車の生産も開始されました。

大和自動車整備は、1952年(昭和27年)に 自動車整備業者に認定され、1956年(昭和 31年)に東京トヨタ自動車と指定サービス工 場契約を結びました。その間、ヤナセはメルセ デス・ベンツやフォルクスワーゲンの販売を開 始、大和自動車整備の工場では、国産車だけ ではなく外国車も数多く修理や整備を行うよ うになりました。



セルフメディケーション税制とは? ~経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答~

税理士 互井 敏勝

- **リサ** 今年の確定申告 (平成29年分) から、セルフメディケーション税制というものが適用できるようですが、どのような制度ですか。
- サキ先生 適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるという制度です。
- ・ リサ 健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている者とは具体的にどのような取組を行っている者ですか。
- サキ先生 ①健康診査(保険事業や健康増進事業として行われる人間ドックなど)、②予防接種(インフルエン ザワクチンの予防接種など)、③定期健康診断(いわゆる事業主健診)、④特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、⑤がん検診(市町村が健康増進事業として行う乳がん、子宮がん健診など)のいずれかを受けている者です。
- **リサ** セルフメディケーション税制の対象となる医薬品とはどのようなものですか。
- サキ先生 医師によって処方される医薬品 (医療用医薬品) から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品 (いわゆるスイッチOTC医薬品) です。 具体的な対象品目は厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」で確認することができます。 また、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の一部には、次のようなマークが掲載されています。
- **り** リサ 控除額はどのように計算しますか。
- サキ先生 所得控除の金額は、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金等により補てんされる金額を除きます)から1万2千円を差し引いた金額であり、8万8千円が限度額となります。
- **リサ** セルフメディケーション税制の適用を受けるためにはどうすればよいのですか。
- サキ先生 セルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書、特定一般用医薬品等購入 費の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類を税務署に提出します。
- リサ 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。
- サキ先生 セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、医療費控除とどちらが有利になるか実際に計算してみないとわからないので注意が必要ですね。

筆者紹介

互井 敏勝 (たがい としかつ)

1968 年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「平成 29 年版 税制改正経過一覧ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)など。

事務局だより

【表紙写真の説明】

富士神社(ふじじんじゃ)

本郷村の名主が天正元年(1573)、現在の東京大学の地に駿河の富士浅間社を勧請したことにはじまる。寛永5年(1628)加賀前田家が上屋敷をその地に賜るにあたり、浅間社を現在地に移した。拝殿は富士山に見立てた山の上にあり、江戸期の富士信仰の拠点の一つとなった。6月末から7月はじめの山開きには夜店が出てにぎわいを見せる。

【所在地】文京区本駒込5-7-20

六義園 (りくぎえん)

1695年に、五代将軍徳川綱吉の側用人柳沢吉保が綱吉から

賜った地に下屋敷を造り、そこに造成した庭園である。

御殿を六義館、庭園を六義園と称した。

『詩経』の六義(りくぎ)から園名が名付けられている。

江戸初期に完成した桂離宮の庭園の様式を採用した回遊式築山 泉水庭園である。

元禄時代の明るいおおらかな気風を反映した江戸大名庭園の代表的なものである。

【所在地】文京区本駒込6-16-3

[撮影及び表紙説明]

(有)トーイ企画(回覧板・名簿の企画制作)

本駒込5-3-5-201

代表取締役 鵜野眞理子

我社の一言 PR

☞ 会社名:株式会社 こんごう庵

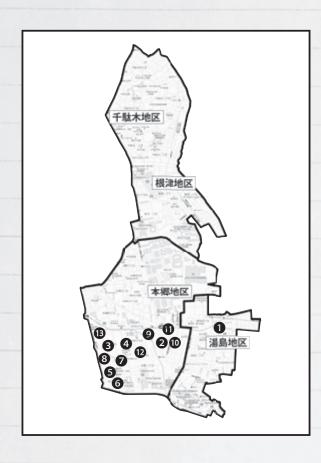
☞ 代表者:乾 慎一

☞ 所在地:東京都文京区湯島 3-36-3

FAX: 03-5807-8711
FAX: 03-5807-8731

re-Mail: ini@rainbow.plala.or.jp

当社は、新潟名物へぎそばと新潟の地酒、郷 土料理を提供する飲食店やっている会社です。 本店は新潟にあり、現在東京では湯島、御徒町、 神保町と3店舗やらせてもらっております。



◆ 合同会社エスポワール 湯島3-21-16 松岡ビル3 F 6303-8878 ソフト開発業

(株)日本医学出版へルスケア・アカデミー 本郷3-18-11 TYビル5F-B 5800-2350 出版業

(株) 運栄屋本郷1-33-3 後楽園キャステールイベント企画

④ (株) SIXINCH. ジャパン本郷2-35-10-1 F家具製造・販売6801-6670

ラクッチーナビバーチェ本郷1-4-6ヴァリエ後楽園1F 3868-3741 飲食店

6 焼肉処 羅生門 水道橋本郷1-4-4 ホテルサト−B1F 3816-2403 飲食店

⑦ (株) 航思社 本郷1-25-28-201 6801-6383 出版業

③ 本郷美術学院 本郷1-4-6-403 美術教室

ラ ティ・プラネット(株)本郷3-32-5 第二KSビル1F3868-2437卸売

(公社)日米医学医療交流財団本郷3-27-12 本郷デントビル6F 3801-9777公益財団

① (株) PLUS (プラス) 湯島3-35-8 コア湯島603 飲食業

12 特定非営利活動法人シンビオシス本郷1-10-14福祉サービス6240-0580

③ (株) フロムエー・アドセンター 本郷1-33-13 春日町ビル5F 3816-5331 広告代理業

3月号編集後記

平昌冬季オリンピックも終わり、6月中旬からは FIFA ワールドカップロシア大会が始まります。これから3年間スポーツの祭典で盛り上がりそうですね。日本では来年2019年9月から私の十八番ラグビーワールドカップが開催されます。弊社では現在連休を取り、社員研修を兼ねて大分まで大会の観戦に出かける計画を立てています。観戦チケットはあくまで抽選ですので、ラグビーワールドカップチケットのサイト、https://www.rugbyworldcup.comに登録し、観戦準備をされてはいかがでしょうか。2020年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピック大会、スポーツマンの血が騒ぎます。

■ 平成 30 年 3 月号 (No.479) 発行所 公益社団法人 本郷法人会 発行人: 広報委員長 松下 和正 〒 113-0033 文京区本郷 3-26-8 数寄屋ビル 2 階 電話 3812-0595 FAX 3815-2401

平成29年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 (順不同)



栗栖 純海 さん (駒本小学校 第6学年)



楠元 優恵 さん (千駄木小学校 第6学年)



尾上舞 さん (駕籠町小学校第6学年)



那須 百花 さん (誠之小学校 第5学年)



弦巻 もも さん (駕籠町小学校 第5学年)



石川 湧 さん (誠之小学校 第6学年)



川元 結月 さん (誠之小学校 第5学年)



笠井 彩菜 さん (誠之小学校 第5学年)



中野 旭 さん (誠之小学校 第5学年)



小木曽 遙 さん (誠之小学校 第5学年)



山口 楽々 さん (誠之小学校 第5学年)



半谷 健 さん (駒本小学校 第6学年)



山嵜 怜奈 さん (誠之小学校 第6学年)



林原 隆誠 さん (誠之小学校 第6学年)



渡邊 綾子 さん (誠之小学校 第6学年)



蒔田 紗耶 さん (誠之小学校 第6学年)



水落 雅香琴 さん (昭和小学校 第6学年)



岡 莉恵子 さん (駒本小学校 第5学年)



谷口 凛花 さん (汐見小学校 第5学年)



坂爪 元 さん (湯島小学校 第6学年)

法人会では租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を実施、授業や夏休みの宿題として学校にお願いをし、平成29年度は384点の応募がありました。また、入賞者は毎年開催される納税表彰式で表彰されるほか入選作品が 文京区区民ひろばに展示されております。

なお、税務署長賞·文京区長賞·文京都税事務所長賞·本郷法人会長賞·女性部会長賞は前号(No.478)に掲載しております。